

〔備考〕

- 1 表題は、「特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請書」と記載する。
- 2 特許権の設定の登録があったときに交付された特許証に記載された発明者の氏名が真実でないことを認めるときは、申請書に「その他」の欄を設けて発明者の氏名を記載し、その事実を証明する書面を添付する。
- 3 その他は、様式第七の備考1から4まで、8から14まで及び16から20までと同様とする。

様式第九中(仮通称)を削る。

様式第十中(通称)及び(特許)を削り、同様式の備考1を削り、同様式中備考2を備考1とし、同様式の備考3中「専用実施権の設定の登録の申請をするときは「専用実施権の設定、通常実施権の設定の登録の申請をするときは「通常実施権の設定」及び「専用実施権の設定」」を削り、同様式の備考4を削り、同様式中備考4を備考3とし、同様式の備考5を削り、同様式中備考6を削る。

様式第十の二中(仮通称)及び(特許)を削り、同様式の備考1を削り、同様式の備考2中「又は仮通称実施権」を削り、同様式の備考3を削り、同様式中備考3を備考4とし、同様式の備考4中「仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権の設定、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権の設定」及び「仮専用実施権の設定」」を削り、同様式の備考5中「又は同法第34条の3第5項ただし書若しくは第6項ただし書に規定する別段の定め」及び「又は5 特許法第34条の3第5項ただし書に規定する別段の定め」若しくは「特許法第34条の3第6項ただし書に規定する別段の定め」を削り、同様式の備考6を削り、同様式中備考6を備考5とし、同様式の備考7を削る。

様式第十三の備考1中「「通常実施権者」「仮専用実施権者」又は「仮通常実施権者」を「又は「仮専用実施権者」」に改める。

(実用新案登録令施行規則の一部改正)

第六条 実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第24号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「「丙区」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「「第三十五条、第三十六条」を削り、第三十九条(第二項及び第五項を除く。))」を「第三十九条第一項」に改め、第四十二条第四十三条第一項、第四十四条」を削る。

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第七条 意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第35号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「「丙区」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第六条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「「第三十五条、第三十六条」を削り、第三十九条(第二項及び第五項を除く。))」を「第三十九条第一項」に改め、第四十三条第一項」を削る。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第八条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第36号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。

第四条の二中「第十七条第一項」を「第十七条第三項」に改める。

第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三の次に次の一条を加える。

(未登録の通常使用権等に関する登録の方法)

第十六条の四 嘱託により、登録してない通常使用権又はこれを目的とする質権の処分の制限の登録をやるときは、丙区として権利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常使用権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。

第十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において「又は丁区」とあるのは「丙区又は丁区」と読み替えるものとする。

第十七条第三項中「第五項」を「第二項、第五項及び第六項」に改め、同規則様式第十の備考1中「「丙区」があるのは「丁区」である」とあるのは「「丙区」である」とする。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、を削り、第九条第一項「「丙区」の「丙区」を削り、同規則様式第十三の備考1中「「専用実施権者」とあるのは「専用使用権者」「通常使用権者」」を加え、同条第四項中「「第三十九条(第二項及び第五項を除く。))」を「「第三十九条第一項」に改め、第四十三条第一項」を削り、同令」を「同規則」に改め、国際登録事項記録簿」の「丙区」を削り、同規則第十四条第二項中「「及び丁区」とあるのは「丙区及び丁区」と、同規則第二十四条第一項中「「専用実施権」とあるのは「専用使用権、通常使用権」と、を加える。

様式第六の備考1中「「第22条第4項」及び「第22条第2項」に改める。

様式第七の次に次の1様式を加える。

様式第8(第4条関係) 専用(通常)使用権設定登録申請書

収入	(平成 年 月 日)
印紙	

- (円)
- 特許庁長官 殿
- 1 商標登録番号
  - 2 権利の表示
  - 3 専用(通常)使用権の範囲
  - 4 登録の目的
  - 5 申請人(登録権利者)
    - 住所(居所)
    - 氏名(名称)
  - 6 申請人(登録権利者)代理人
    - 住所(居所)
    - 氏名(名称)
  - 7 申請人(登録義務者)
    - 住所(居所)
    - 氏名(名称)
  - 8 申請人(登録義務者)代理人
    - 住所(居所)
    - 氏名(名称)